

第二十四条及び第二十五条を次のように改める。

第二十四条及び第二十五条 削除

第二十五条の第二項中「第十五条第四項前段」を「第十五条の二の第二項」に改め、同条第二項中「第十五条第四項後段」を「第十五条の二の第二項」に、「又は期間の延長を認めない旨の通知は、その旨を記載した文書」を「を認めない旨の通知は第十八号の二の様式による徴収猶予不許可通知書により行い、徴収猶予の期間の延長を認めない旨の通知は第十八号の二の三様式による徴収猶予期間延長不許可通知書」に改める。

第二十五条の三中「第十五条の第二項」を「第十五条の二の第三項」に改める。

第二十六条を次のように改める。

(職権による換価の猶予の通知及び申請による換価の猶予の通知等)

第二十六条 法第十五条の五の第三項で準用する法第十五条の二の第二項の規定による滞納者に対する職権による換価の猶予をした旨の通知及び法第十五条の六の第二項で準用する法第十五条の二の第二項の規定による滞納者に対する申請による換価の猶予をした旨の通知は第十八号の五様式による換価猶予通知書により行い、職権による換価の猶予期間の延長をした旨の通知及び申請による換価の猶予期間の延長をした旨の通知は第十八号の六様式による換価猶予期間延長通知書により行う。

2 法第十五条の六の第三項で読み替えて準用する法第十五条の二の第二項の規定による納税者又は特別徴収義務者に対する申請による換価の猶予を認めない旨の通知は第十八号の六の様式による換価猶予不許可通知書により行い、申請による換価の猶予期間の延長を認めない旨の通知は第十八号の六の三様式による換価猶予期間延長不許可通知書により行う。

第二十七条の見出しを「(職権による換価の猶予の取消し及び申請による換価の猶予の取消しの通知)」に改め、同条中「第十五条の六第二項」を「第十五条の五の第三項」に改め、「規定」の下に「による滞納者に対する職権による換価の猶予を取り消した旨の通知及び法第十五条の六の第三項で準用する法第十五条の第三項の規定」を加え、「換価の猶予の取消し」を「申請による換価の猶予を取り消した旨」に改める。

第五号の様式その一(第一片)(裏)、その二(裏)、その三(裏)、その四(裏)、その五(裏)、その六(裏)の二(第一片)(裏)、その四の三(裏)、その四の四(裏)及びその五(裏)、第六号様式その一、その二、その三及びその四(裏)、第十一号の様式から第十三号様式まで、第十四号様式その二、第十五号様式並びに第十七号様式中「60日」を「3か月」に改める。

第十八号様式中「徴収の猶予」を「徴収猶予」に、「第十五条第4項」を「第十五条の二の第1項」に、「60日」を「3か月」に改める。

第十八号の様式中「徴収の猶予期間延長」を「徴収猶予の期間の延長」に、「第15条第4項」を「第15条の2の第1項」に、「60日」を「3か月」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

第 1 8 号の 2 の 2 様式 (第25条の 2 関係)

第 号	徴 収 猶 子 不 許 可 通 知 書	年 月 日
	(納税者、特別徴収義務者) 様	福島県 地方振興局長 印
不 許 可 事 由	<p>年 月 日付けで徴収猶子の申請があつたあなたの県税に係る徴収金については、下記により許可することができますので、地方税法第15条の2の2第2項の規定により通知します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます (なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として (訴訟において、処分を代表する者は、福島県知事となります)、提起しなければなりません (なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	
返 却 書 類		

第18号の2の3様式 (第25条の2関係)

第 号	徴 収 猶 予 期 間 延 長 不 許 可 通 知 書	年 月 日
	(納税者、特別徴収義務者) 様 年 月 日付けで徴収猶予の期間の延長の申請があつたあなたの県税に係る徴収金については、下記により許可することができますので、地方税法第15条の2の2第2項の規定により通知します。 なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	
不 許 可 事 由		
返 却 書 類		

第十八号の三様式中「徴収の猶予」を「徴収猶予」に、「60日」を「3か月」に、「取
消 申 出」を「取 消 事 由」に改める。
第十八号の五様式及び第十八号の六様式中「第15条の5第3項の」を「第15条の5の
第15条の6の
2第3項の」に、「60日」を「3か月」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

第18号の6の2様式 (第26条関係)

第 号		換 価 猶 予 不 許 可 通 知 書		年 月 日							
(滞納者) 様				福島県 地方振興局長 印							
<p>年 月 日付けで換価の猶予の申請があつたあなたの滞納県税に係る徴収金については、下記のとおり許可することができますので、地方税法第15条の6の2第3項の規定により通知します。</p> <p>なお、この処分不服があつたときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>											
差押財産の名称、数量、性質及び所在				差 押 年 月 日							
滞 納 金 額	整 理 号	年 度	期 別	税 目	納 期 限	税 額	延 滞 金	加 算 金	滞 納 処 分 費	計	不 許 可 事 由
						円	地方税法による金額	円	円		
返 却 書 類											

第 1 8 号の 6 の 3 様式 (第26条関係)

第 号	換 価 猶 予 期 間 延 長 不 許 可 通 知 書										年 月 日
(滞納者) 様											
年 月 日付けで換価の猶予期間の延長の申請のあったあなたの果税に係る徴収金については、下記により許可できませんので、 地方税法第15条の6の2第3項の規定により通知します。 なお、この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。 また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、 処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内、福島県を被告として(訴訟において、 福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起 算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、 審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。											
差押財産の名称、 数量、性質及び所 在						差 押 年 月 日 年 月 日					
滞 納 金 額	整理 番号	年度	期別	税目	納期限	税額 円	延滞金 地方税 法によ る金額	加算金 円	滞 納 処 分 費 円	計	不 許 可 事 由
返 却 書 類											

第十八号の七様式中「第15条の6第2項の」を「第15条の5の3第2項の」と、「第15条の6の3第2項の」を「3と5」に改める。
第十八号の八様式を次のように改める。

第18号の8様式(第28条関係)

換価猶予整理簿

滞納者名	住所氏名	種類	性質	住所	在	数量	価額	差押解除年月日	年月日											
										電話種	職業種									
担保の状況	提供年月日	種類	住(居)所	職業	生年月日	職業	年月日	担保解除年月日	年月日											
										保証人氏名	職業	年月日								
差押財産の名称、数量、性質及び所在																				
猶予金額	整理番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金 地方税法 による金額	加算金	滞納 処分費	計	換価猶予期間	職権 申請	地方税法第15条の5第1 項第 号該当	から まで						
															猶予の事由	職権 申請	地方税法第15条の6第1 項該当	から まで		
分割納付(納入)の内訳	年月日	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	
																				金額
収入	年月日	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
摘要																				

第十八号の十一様式及び第十九号様式から第二十号様式までの規定中「60日」を「3か月」に改める。

第二十一号様式その一からその三までの規定中「60日」を「3か月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

第二十二号の四様式その一、その二（裏）及びその三（裏）並びに第二十二号の五様式中「60日」を「3か月」に、「30日」を「3か月」に改める。

第二十三号様式、第二十四号様式並びに第二十五号様式その一、その三、その四及びその五、第二十五号の三様式、第二十五号の四様式、第二十八号様式、第三十一号様式、第三十二号様式、第三十四号様式並びに第三十五号様式中「60日」を「3か月」に改める。

第三十五号の二様式中「第35号の二様式」を「第35号の二様式」に、「60日」を

「3か月」に改め、同様式（その二）及び（その三）中「60日」を「3か月」に改める。

第三十六号様式、第三十八号の二様式その一、第三十八号の四様式、第三十九号の二様式その一並びに第四十号の三様式その一及びその二、第四十一号の三様式、第四十二号様式、第五十一号の二様式、第八十号様式から第八十三号様式まで、第九十二号様式、

第九十一号様式、第九十二号の三様式、第九十八号様式並びに第九十五号様式中「60日」を「3か月」に改める。

第九十九号の二様式その二中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第九十九号の三様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「決定の日」を「裁決の日」に、「異議申立てをした日」を「審査請求をした日」に、「その他決定」を「その他裁決」に改める。

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
(税 務 課)

福島県規則第百二二号

福島県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県産業廃棄物税条例施行規則（平成十七年福島県規則第百三十四号）の一部を次のように改正する。

附則様式第二号、様式第一号、様式第十号及び様式第十二号中「60日」を「3か月」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
(税 務 課)

福島県規則第百二三号

福島県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職員恩給条例施行規則（昭和三十二年福島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四号様式（裏）中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第二十五号様式（その二）及び（その三）中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の日から」を「裁決の日の翌日から起算して」に改める。

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
(職員業務課福利厚生室)

福島県規則第百四四号

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成十七年福島県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第六号、様式第七号、様式第十一号、様式第十四号、様式第十五号、様式第二十一号及び様式第二十二号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の日」を「裁決の日」に改める。

様式第二十五号中「対する不服申立て」を「対する審査請求」に、「不服申立てに係る」を「審査請求に係る」に、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下「整備条例」という。）第五条の規定による改正前の福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号。以下「改正前の条例」という。）第十五条第二項、第二十一条第二項若しくは第二十一条の七第二項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（以下これらを「処分」という。）又は改正前の条例第十一条第一項、第十九条第一項若しくは第二十一条の四第二項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下これらを「請求」という。）に係る

不作為についての不服申立てであつて整備条例の施行の日前にされた処分又は整備条例の施行の日前にされた請求に係る不作為に係るものについての改正後の知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第三項第七号及び第二十一号、第十一条、様式第十一号並びに様式第二十五号の規定の適用

については、改正後の規則第二条第三項第七号中「条例第二十二号の三」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下この項において「整備条例」という。）附則第四項の規定により

なお従前の例によることとされる整備条例第五条の規定による改正前の条例第二十二

条の三」と、改正後の規則第二十三条第二十一号中「条例第二十二條の二」とあるのは「整備条例附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第五條の規定による改正前の条例第二十二條の二」と、改正後の規則第二十一条中「審査請求」とあるのは「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）による改正前の行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に規定する不服申立て」と、改正後の規則様式第十一号中「第22條の3」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第5條の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第22條の3」と、「3か月」とあるのは「60日」と、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」と、改正後の規則様式第二十五号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」と、「福島県個人情報保護条例第22條第1項」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第5條の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第22條第1項」と、「審査請求に係る」とあるのは「不服申立てに係る」と、「審査請求の内容」とあるのは「不服申立ての内容」とある。

（文書法務課）

福島県規則第百五号

福島県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

福島県個人情報保護審査会規則（平成七年福島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下「整備条例」という。）第五条の規定による改正前の福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号。以下「改正前の条例」という。）第十五条第二項、第二十一条第二項若しくは第二十一条の七第二項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（以下これらを「処分」という。）又は改正前の条例第十一条第一項、第十九条第一項若しくは第二十一条の四第二項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下これらを「請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて整備条例の施行の日前にされた処分又は整備条例の施行の日前にされた請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県個人情報保護審査会規則（以下「改正後の規則」という。）第三条第五項、第四条、第五条及び第六条第一項の規定の適用については、改正後の規則第三条第五項中「条例第二十二條第一項の規定により諮問された審査請求」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下「整備条例」という。）附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条

例第五條の規定による改正前の条例第二十二條第一項の規定により諮問された行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）による改正前の行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に規定する不服申立て」と、改正後の規則第四條中「条例第三十三條第一項」とあるのは「整備条例附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第五條の規定による改正前の条例第三十三條第一項」と、改正後の規則第五條中「条例第三十三條第二項」とあるのは「整備条例附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第五條の規定による改正前の条例第三十三條第二項」と、改正後の規則第六條第一項中「条例第三十五條第一項」とあるのは「整備条例附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第五條の規定による改正前の条例第三十五條第一項」とする。

（文書法務課）

福島県規則第百六号

福島県情報公開審査会規則の一部を改正する規則

福島県情報公開審査会規則（平成二年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下「整備条例」という。）第六条の規定による改正前の福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号。以下「改正前の条例」という。）第十一條第一項若しくは第二項の決定（以下「開示決定等」という。）又は改正前の条例第五條の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて整備条例の施行の日前にされた開示決定等又は整備条例の施行の日前にされた開示請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県情報公開審査会規則（以下「改正後の規則」という。）第三条第五項、第四条、第五条及び第六条第一項の規定の適用については、改正後の規則第三条第五項中「条例第十九條第一項の規定により諮問された審査請求」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下「整備条例」という。）附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第六條の規定による改正前の条例第十九條第一項の規定により諮問された行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）による改正前の行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に規定する不服申立て」と、改正後の規則第四條中「条例第二十四條第一項」とあるのは「整備条例附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第六條の規定による改正前の条例第二十四條第一項」と、改正後の規則第五條中「条例第二十四條第二項」とあるのは「整備条例附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第六條の規定による改正前の条例第二十四條第二項」と、改正後の規則第六條第一項中「条例第二十六條第一項」とあるのは「整備条例附

則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第六条の規定による改正前の条例第二十六条第一項」とする。

(文書法務課)

福島県規則第七号

知事が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する公文書の開示等に関する規則（平成十二年福島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第三号、様式第四号及び様式第九号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定日」を「裁決日」に、「決定の日」を「裁決の日」に改める。様式第十号中「対する不服申立て」を「対する審査請求」に、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第十号。以下「整備条例」という。）第六条の規定による改正前の福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号。以下「改正前の条例」という。）第十一條第一項若しくは第二項の決定（以下「開示決定等」という。）又は改正前の条例第五条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて整備条例の施行の日前にされた開示決定等又は整備条例の施行の日前にされた開示請求に係る不作為に係るものについての改正後の知事が保有する公文書の開示等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第七條第四項、第十一條、第十二條、様式第九号及び様式第十号の規定の適用については、改正後の規則第七條第四項中「条例第二十一条」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第十号。以下この項及び第十一條において「整備条例」という。）附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第六條の規定による改正前の条例第二十一条」と、改正後の規則第十一條中「条例第二十条」とあるのは「整備条例附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第六條の規定による改正前の条例第二十条」と、改正後の規則第十二條中「審査請求」とあるのは「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）による改正前の行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に規定する不服申立て」と、改正後の規則様式第九号中「第21条」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第6條の規定による改正前の福島県情報公開条例第21条」を、「3か月」を「60日」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「裁決」を「決定」に、「改正後の規則様式第十号中「対する審査請求」を「対する不服申立て」に、「福島県情報公開条例第19条第1項」を「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

（平成27年福島県条例第110号）附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第6條の規定による改正前の福島県情報公開条例第19条第1項」を「審査請求の内容」に改める。

(文書法務課)

福島県規則第八号

福島県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第四十七條第三項の証明書の様式を定める規則を廃止する規則

福島県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第四十七條第三項の証明書の様式を定める規則（平成十六年福島県規則第六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

(情報政策課)

福島県規則第九号

福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年福島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下「整備法」という。）第三十一条の規定による改正前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三條第六項の規定により発行された電子証明書は、整備法第三十一条の規定による改正後の電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三條第六項の規定により地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書とみなす。ただし、電子証明書の有効期間については、なお従前の例による。

(情報政策課)

福島県規則第十号

人によさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

人によさしいまちづくり条例施行規則（平成七年福島県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の表1の項(2)中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

附 則
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県規則第百十一号

福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正す

る規則

福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十八年福島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

様式第七号及び様式第八号中「60日」を「3か月」に改める。

様式第十四号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の日」を「裁決の日」に改める。

様式第二十八号及び様式第二十九号中「60日」を「3か月」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県規則第百十二号

福島県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

福島県歯科技工士法施行細則（昭和三十一年福島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「様式第三号」を「様式第一号」に改め、同号を同条第一号とし、同条第四号中「様式第四号」を「様式第二号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第五号中「様式第五号」を「様式第三号」に改め、同号を同条第三号とする。

第三条を削る。

様式第一号及び様式第二号を削る。

様式第三号中「様式第3号」を「様式第1号」に改め、同様式を様式第一号とする。

様式第四号中「様式第4号」を「様式第2号」に改め、同様式を様式第一号とする。

様式第五号中「様式第5号」を「様式第3号」に改め、同様式を様式第三号とする。

附 則

1 この規則は、平成二十八年三月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県歯科技工士法施行細則（以下「旧規則」という。）のそれぞれの規定に基づき提出されている届出書は、改正後の福島県歯科技工士法施行細則の相当の規定に基づいて提出された届出書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている旧規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(地域医療課)

福島県規則第百十三号

福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則（平成六年福島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の表理学療法士又は作業療法士の項第二号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県規則第百十四号

福島県特定の民間再開発事業等に係る認定事務に関する規則の一部を改正する規則

福島県特定の民間再開発事業等に係る認定事務に関する規則（昭和六十年福島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

様式第七号中「60日」を「3ヶ月」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(建築指導課)

訓 令

福島県訓令第百三十二号

本庁機関
福島県教育庁

福島県教育庁の職員及び福島県教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の恩給に関する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県教育庁の職員及び福島県教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の恩給に関する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

令

福島県教育庁の職員及び福島県教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の恩給に関する事務の決裁に関する規程（昭和四十一年福島県訓令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書及び第四条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 恩給法(大正十二年法律第四十八号)又は福島県職員恩給条例(昭和三十三年福島県条例第三十三号)の規定による恩給権の新規裁定及び恩給権の裁定(以下「裁定」という。)についての不服申立てであつてこの訓令の施行の日前にした裁定に係るものについての改正後の福島県教育庁の職員及び福島県教育委員会(以下「学校その他の教育機関の職員」)の恩給に関する事務の決裁に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第三条ただし書及び第四条の規定の適用については、改正後の規程第三条ただし書及び第四条中「審査請求」とあるのは、「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)による改正前の行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)に規定する不服申立て」とする。
(職員業務課福利厚生室)

福島県訓令第三十三号

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

福島県公文例規程の一部を改正する訓令

福島県公文例規程(昭和三十五年福島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。
第二条第六号中「審査庁」の下に「又は再審査庁」を加え、同号ロ中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

別表第三の例式第五(その二)備考を次のように改める。
備考 (教示)については、次の教示(その1)から教示(その4)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める文言によること。なお、必要に応じて所要の調整を行うこと。
教示(その1) 処分に対して審査請求及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合

- ① この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から
- ② 起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができ、その期間内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなり、
- ③ 2 処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算し

て6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、その裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。)

教示(その2) 法律に処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがある場合

- ① この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から
- ② 起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができ、その期間内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなり、
- ③ 2 処分の取消しの訴えは、この処分についての1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、その裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ④ (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ⑤ (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ⑥ (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ⑦ 教示(その3) 処分に対して再調査の請求及び審査請求の双方が認められている場合で、かつ、審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがある場合

- ① この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から
- ② 起算して3か月以内に、福島県知事に再調査の請求又は何々（再調査の請求をすることができる旨の定めがある法律に規定する審査庁）に審査請求をすることができず（なお、その期間内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると再調査の請求又は審査請求をすることができなくなると。）。

2 再調査の請求をした場合は、その再調査の請求についての決定を経た後でな

- ①
- ② ければ審査請求をすることができません。その場合において、審査請求は、その再調査の請求に対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して1か月以内に、何々（再調査の請求をすることができる旨の定めがある法律に規定する審査庁）に対してすることができず（なお、その期間内であつても、その決定の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなると。）。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、再調査の請求に対する決定を経ないで審査請求をすることができず。

- ① 再調査の請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。
- ② その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後

- ①
- ② でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）提起しなければなりません（なお、その期間内であつても、その判決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなると。）。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

教示（その4） 法律に処分についての審査請求に対する判決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合

- ① この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から
- ② 起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができず（なお、その期間内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなると。）。

2 この処分については、処分の取消しの訴えを提起することはできませんが、

- ①
- ② 1の審査請求に対する判決を経た場合は、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）裁判の取消しの訴えを提起することができず（なお、その期間内であつても、その判決の日から起算して1年を経過すると判決の取消しの訴えを提起することができなくなると。）。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（文書法務課）

福島県議会

福島県議会会議規則の一部を改正する規則をいかに公布する。
平成二十七年十二月二十八日

福島県議会議長 杉 山 純 一

福島県議会規則第一号

福島県議会会議規則の一部を改正する規則

福島県議会会議規則（昭和三十四年福島県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表福島県議会世話人会の項中「議員の」の下に「うち」を加え、同表福島県議会情報公開審査会の項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(議 事 課)

福島県議会告示第三号

福島県議会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

福島県議会議長 杉 山 純 一

福島県議会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県議会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成十三年福島県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第三号、様式第四号及び様式第九号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の日」を「裁決の日」に改める。

様式第十号中「対する不服申立て」を「対する審査請求」に、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」に改める。

附 則

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 福島県議会情報公開条例の一部を改正する条例（平成二十七年福島県条例第四百十号。以下「改正条例」という。）による改正前の福島県議会情報公開条例（平成十三年福島県条例第三十六号。以下「改正前の条例」という。）第十二条第一項若しくは第二項の決定（以下「開示決定等」という。）又は改正前の条例第六条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて改正条例の施行の日前にされた開示決定等又は改正条例の施行の日前にされた開示請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県議会が保有する公文書の開示等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第七条第四項、第十一条、第十二条、様式第九号及び様式第十号の規定の適用については、改正後の規程第七条第四項中「条例第二十二條」とあるのは「福島県議会情報公開条例の一部を改正する条例（平成二十七年福島県条例第四百十号。以下「改正条例」という。）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正条例による改正前の条例第二十二條」と、改正後の規程第十一条中「条例第二十一條」とあるのは「改正条例附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正条例による改正前の条例第二十一條」と、改正後の規程第十二条中「審査請求」とあるのは「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）による改正前の行政不服審査法（昭和二十七年法律第六十号）に規定する不服申立て」と、改正後の規程様式第九号中「第22條」とあるのは「福島県議会情報公開条例の一部を改正する条例（平成27年福島県条例第140号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の福島県議会情報公開条例第22條」に、「3か月」とあるのは「60日」に、「審査請求」とあるのは「異議申立て」に、「裁決」とあるのは「決定」に、改正後の規程様式第十号中「対する審査請求」とあ

るのは「対する不服申立て」に、「福島県議会情報公開条例第20条第1項」とあるのは「福島県議会情報公開条例の一部を改正する条例（平成27年福島県条例第140号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の福島県議会情報公開条例第20条第1項」に、「審査請求の内容」とあるのは「不服申立ての内容」に改める。

(総 務 課)

福島県議会告示第四号

福島県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

福島県議会議長 杉 山 純 一

福島県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

福島県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成十八年福島県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第十条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第六号、様式第七号、様式第十一号、様式第十四号、様式第十五号、様式第二十一号及び様式第二十三号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の日」を「裁決の日」に改める。

様式第二十五号中「対する不服申立て」を「対する審査請求」に、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」に改める。

附 則

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下「整備条例」という。）第五条の規定による改正前の福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号。以下「改正前の条例」という。）第十五条第二項、第二十一条第二項若しくは第二十一条の七第二項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（以下これらを「処分」という。）又は改正前の条例第十一条第一項、第十九条第一項若しくは第二十一条の四第二項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下これらを「請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて整備条例の施行の日前にされた処分又は整備条例の施行の日前にされた請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第二項第三項第七号及び第二十一号、第十条、様式第十一号並びに様式第二十五号の規定の適用については、改正後の規程第二条第三項第七号中「条例第二十二條の三」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下この項において「整備条例」という。）附則第四項の規定に

福島県公安委員会

よりなお従前の例によることとされる整備条例第五条の規定による改正前の条例第二十二條の三」と、改正後の規程第二條第三項第二十一号中「条例第二十二條の二」とあるのは「整備条例附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第五條の規定による改正前の条例第二十二條の二」と、改正後の規程第十條中「審査請求」とあるのは「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）による改正前の行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に規定する不服申立て」と、改正後の規程様式第十一号中「第22條の3」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第五條の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第22條の3」と、「3か月」とあるのは「60日」と、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」と、改正後の規程様式第二十五号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」と、「福島県個人情報保護条例第22條第一項」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第五條の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第22條第一項」と、「審査請求に係る」とあるのは「不服申立てに係る」と、「審査請求の内容」とあるのは「不服申立ての内容」とある。

（総務課）

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

福島県公安委員会委員長 渋 佐 克 之

福島県公安委員会規則第10号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（福島県道路交通規則の一部改正）

第1条 福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第9号、様式第10号及び様式第11号中「60日」を「3か月」に改める。

様式第15号中「すべて」を「全て」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の日」を「裁決の日」に改める。

様式第16号中「すべて」を「全て」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第29号及び様式第40号の14中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則の一部改正）

第2条 福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則（平成13年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第4号及び様式第9号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

様式第10号中「対する不服申立て」を「対する審査請求」に、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」に改める。

（福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正）

第3条 福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規

則（平成18年福島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第6号、様式第7号、様式第11号、様式第14号、様式第15号、様式第21号及び様式第22号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

様式第25号中「対する不服申立て」を「対する審査請求」に、「不服申立てに係る」を「審査請求に係る」に、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」に改める。

（福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則の一部改正）

第4条 福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則（平成18年福島県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第4号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号。以下「整備条例」という。）第6条の規定による改正前の福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「改正前の情報公開条例」という。）第11条第1項若しくは第2項の決定（以下「開示決定等」という。）又は改正前の情報公開条例第5条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって整備条例の施行の日前にされた開示決定等又は整備条例の施行の日前にされた開示請求に係る不作為に係るものについての第2条の規定による改正後の福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則（以下「改正後の公文書開示規則」という。）第7条第4項、第11条、様式第9号及び様式第10号の規定の適用については、改正後の公文書開示規則第7条第4項中「条例第21条」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号。以下「整備条例」という。）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第6条の規定による改正前の条例第21条」と、改正後の公文書開示規則第11条中「条例第20条」とあるのは「整備条例附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第6条の規定による改正前の条例第20条」と、改正後の公文書開示規則様式第9号中「第21条」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第6条の規定による改正前の福島県情報公開条例第21条」と、「3か月」とあるのは「60日」と、「審査請求」とあるのは「異議申立て（審査請求）」と、「裁決」とあるのは「決定（裁決）」と、改正後の公文書開示規則様式第10号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」と、「福島県情報公開条例第19条第1項」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第6条の規定による改正前の福島県情報公開条例第19条第1項」と、「審査請求の内容」とあるのは「不服申立ての内容」とする。

3 整備条例第5条の規定による改正前の福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号。以下「改正前の個人情報保護条例」という。）第15条第2項、第21条第2項若しくは第21条の7第2項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（以下これらを「処分」という。）又は改正前の個人情報保護条例第11条第1項、第19条第1項若しくは第21条の4第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下これらを「請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって整備条例の施行の日前にされた処分又は整備条例の施行の日前にされた請求に係る不作為に係るものについての第3条の規定による改正後の福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則（以下「改正後の個人情報保護規則」という。）第2条第3項第7号及び第21号、様式第11号並びに様式第25号の規定の適用については、改正後の個人情報保護規則第2条第3項第7号中「条例第22条の3」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号。以下「整備条例」という。）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第5条の規定による改正前の条例第22条の3」と、改正後の個人情報保護規則第2条第3項第21号中「条例第22条の2」とあるのは「整備条例附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第5条

の規定による改正前の条例第22条の2」と、改正後の個人情報保護規則様式第11号中「第22条の3」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第5条の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第22条の3」と、「3か月」とあるのは「60日」と、「審査請求」とあるのは「異議申立て（審査請求）」と、「裁決」とあるのは「決定（裁決）」と、改正後の個人情報保護規則様式第25号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」と、「福島県個人情報保護条例第22条第1項」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第5条の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第22条第1項」と、「審査請求に係る」とあるのは「不服申立てに係る」と、「審査請求の内容」とあるのは「不服申立ての内容」とする。

（ 監 察 課 ）